

理事会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第35条及び第44条の規定に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第2章 理事会の種類及び招集

(理事会の種類)

第3条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度、次の各号に定める2回開催する。

- (1) 毎事業年度終了後3ヶ月以内
- (2) 毎事業年度の年度末

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を決議した書面をもって理事長に招集の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (3) 定款31条第6号の規定により、監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第4条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第2号により理事が招集する場合及び前条第3項第3号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

3 前条第3項第2号による場合は、請求をした理事が、前条第3項第3号による場合は、請求をした監事がそれぞれ理事会を招集する。

(緊急理事会の招集)

第4条の2 理事長かつ専務理事が欠けたとき又は事故があるときは、第3条及び前条の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意を得たうえで、緊急理事会を開催することができる。

- 2 緊急理事会の議長は、出席した理事の互選により選出された理事がこれに当たる。
- 3 緊急理事会は、第14条に定める理事会の決議事項のうち、次の事項を決議する。
 - (1) 代表理事の選任
 - (2) 必要に応じ代表理事を補佐するための業務執行理事の選任
 - (3) 緊急評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (4) その他緊急理事会が必要と認める事項

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、理事長が欠席した場合は専務理事がこれに当たる。

(理事会の決議)

第7条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(理事会の決議の省略)

第8条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第9条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、定款第30条第4項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第10条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第11条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

3 出席した代表理事及び監事は作成した議事録に記名押印する。

4 前項の定めにかかわらず、代表理事が欠席した場合は、出席した理事及び監事は、作成した議事録に記名押印する。

(議事録の配布)

第13条 議長は、欠席した役員に対して、議事録の写し及び会議資料を配付して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(理事会の決議事項)

第14条 理事会は、次の事項を決議する。

ア 法令に定める事項

- (1) 業務執行の決定
- (2) 代表理事並びに業務執行理事の選定及び解職
- (3) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (4) 重要な財産の処分又は譲受け
- (5) 多額の借入
- (6) 重要な使用人の選定・解任
- (7) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (8) 内部管理体制の整備
- (9) 理事の競業及び利益相反取引をすることについての承認
- (10) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (11) 事業報告及び計算書類等の承認
- (12) その他法令に定める事項

イ 定款に定める事項

- (1) 規程及び規則等の制定、変更（軽微なものは除く）及び廃止（法令、定款及び理事会の決議により理事会以外の機関によるものとしている場合を除く。）
- (2) 役員損害賠償責任の免除及び外部役員との賠償責任限定契約の締結
- (3) 顧問の選任及び解任
- (4) 長期借入金
- (5) 特定費用準備資金等の取り扱い
- (6) その他定款に定める事項

ウ その他重要な業務執行に関する事項

- (1) 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- (2) 重要な事業その他に係る争訟の処理
- (3) その他理事会が必要と認める事項

(理事会への報告事項)

第15条 役員は、法令並びに定款に定める次の事項について、理事会へ報告する。

- (1) 代表理事及び業務執行理事の自己の職務の執行状況（毎事業年度4ヶ月を超える間隔で2回以上）
- (2) 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その調査結果を理事会に報告するものとする。
- (3) 理事が定款第35条第1項に規定する取引をしたとき

(理事の取引の承認)

第16条 理事は、定款第35条第1項各号に規定する取引をしようとする場合には、理事会の承認を得なければならない。

- 2 定款第35条第1項各号に規定する取引をしようとする理事は、理事会の承認を得るにあたって、当該取引をする理由、取引の概要、取引の相手方、時期その他の事項について、理事会決議に必要となる限度で明示しなければならない。

(責任の免除)

第17条 本機構は、定款第45条第1項に基づき、一般社団・財団法人法第198条において準用する第111条第1項の役員損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 前項の規定に基づき、役員責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、監事（監事が2名以上ある場合にあっては、各監事）の同意を得なければならない。

- 3 第1項の規定に基づき、役員責任免除する旨の決議を行ったときは、代表理事

は、遅滞なく一般社団・財団法人法第198条において準用する第113条第2項に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1ヶ月以内に異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 総評議員の10分の1以上の評議員が前項の期間内に異議を述べたときは、本機構は、第1項の規定による定款の定めに基づく免除を行わない。

(責任限定契約)

第18条 本機構は、定款第45条第2項に基づき、外部役員との間で、一般社団・財団法人法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 事務局

(事務局)

第19条 理事会の事務局は総務部総務課とする。

第6章 雑則

(改正)

第20条 この規則の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、公益財団法人日本下水道新技術機構の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規則は平成27年6月16日から施行する。

議事録記載事項

I 通常の理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事及び監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- 2 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨を記載
 - イ 定款第38条第3項第2号の規定による理事長以外の理事の請求をうけた招集
 - ロ 定款第38条第3項第2号の規定による理事長以外の請求をした理事の招集
 - ハ 定款第31条第6号第1文の規定による監事の請求をうけた招集
 - ニ 定款第38条第3項第3号の規定による監事の招集
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- 5 次の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 定款第35条第2項の規定による理事の報告
 - ロ 定款第31条第5号の規定による監事の報告
 - ハ 定款第31条第4号の規定による監事の意見
- 6 理事会に出席した全員の氏名
- 7 6条の規程による議長の氏名

II 定款第41条のみなし理事会

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 上記1の事項を提案した理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

III 定款第42条の報告の省略（理事会）

- 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 2 理事会への報告を要しないものとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

以上